電気事業法第17条第１項の規定による特定供給の供給先に関する規制緩和	特定供給を行う際の組合の設立については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において「当該供給者及び当該相手方の出資額により適正に組合が設立されていること」が要件として定められていたが、当該審査基準の規定を削除し、出資の有無にかかわらず許可を行うことができることとした。	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成25年６月20日付け20130529資第４号）	平成25年６月20日（措置済）	経済産業省
住宅敷地内におけるＰＬＣ（Power Line Communications）屋外通信の規制緩和と高速通信方法のガイドライン制定	広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に必要な環境整備を図るため、電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条ほか、関連条文を改正し、屋外広帯域電力線搬送通信設備に関する技術基準等を定める。	電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条等	平成25年９月（措置済）	総務省
太陽光発電所に係る電気主任技術者の選任要件の緩和	自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲を、1,000kW未満から2,000kW未満（太陽電池、風力、水力、火力（燃料電池を除く。）に限る。）まで引き上げた。	電気事業法施行規則（平成７年10月18日通商産業省令第77号） 平成15年経済産業省告示第249号	平成25年６月28日施行・公表（措置済）	経済産業省
小水力発電に係る従属発電に関する手続の簡素化・円滑化（登録制の導入）	河川法（以下「法」という。）第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水等のみを利用した発電（従属発電）については、許可に代えて、登録で足りることとした。 水利使用の登録及び登録の対象となる流水の占用に係る法第24条及び第26条第１項の許可については、関係行政機関の長との協議（法第35条）、関係地方公共団体の長の意見聴取（法第36条）、関係河川使用者への通知（法第38条）、国土交通大臣の認可又は同意付き協議（法第79条）の手続を不要とすることとした。 標準処理期間については、地方整備局長等が行う水利使用の許可の処理については従来５ヶ月を目安とされていたところであるが、法第23条の２の登録のみの処理については１ヶ月を目安とすることとした。	河川法第23条から第23条の４まで、第35条、第36条、第38条及び第79条	平成25年12月11日施行（措置済）	国土交通省
埠頭株式会社が実施する上物、荷役機械等整備資金の無利子貸付に係る特例	港湾管理者が特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金を無利子で貸し付ける場合等における貸付金に関する貸付けの条件の基準のうち、貸付けを受ける者の担保提供義務を廃止した。	港湾法施行令（昭和26年政令第４号）第６条、第11条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成18年政令第278号）第３条	平成25年12月６日施行（措置済）	国土交通省
過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和	地域外からの生活支援ボランティア（自然災害又は気象条件により生じた当該地域内の住民の生活上の困難を解消又は緩和するために必要な役務を無償で提供する者として地方自治体が認めた者）については、 ①　地方自治体に生活支援ボランティアとして登録等がなされていること又は地方自治体が認めた生活支援ボランティア団体に当該団体の構成員として登録等がなされていること、 ②　生活支援ボランティアの氏名、住所、ボランティア活動場所（当該地域内に限る）、ボランティア活動期間を地方自治体において確認していること、 ③　生活支援ボランティアが、過疎地有償運送者の会員として名簿に記載されていること 等の措置が講じられている場合には、地域住民の日常生活に必要な用務を反復継続して行う者として運送できることとした。	過疎地有償運送における旅客の範囲の解釈について（平成25年12月27日国自旅第366号）	平成25年12月27日（措置済）	国土交通省
ＰＥＴ検査用医薬品を効率的に供給するための制度の構築	ＰＥＴ検査用医薬品等の有効期間が極端に短い医薬品における、製造所からの出荷の管理のあり方について、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」（ＧＭＰ省令）における考え方を整理した。	ＧＭＰ省令第12条に規定する製品の製造所からの出荷の管理についての考え方（平成26年７月15日付け）	平成26年７月15日（措置済）	厚生労働省
施設外就労を行う１ユニットあたりの利用者の最低定員の緩和	施設外就労については、就労支援単位として１ユニットあたりの利用者の最低定員は３人以上とすることとしていたが、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、１ユニットあたりの利用者が１人であっても、施設外就労として報酬を算定できることとした。	厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日厚生労働省告示第543号） 就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について（平成19年４月２日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）	平成27年４月１日（措置済）	厚生労働省
土地改良法で管理される農業用用排水施設に設置される水力発電設備へのダム水路主任技術者選任の不要化	従来、土地改良法に基づき管理される農業用用排水施設（ダムを除く。）に水力発電設備を設置する場合、当該農業用用排水施設を管理する者（土地改良事業の施行者）が水力発電設備を設置する場合に限り、設備を保守する技術者であるダム	電気事業法施行規則平成24年経済産業省告示第100号（廃止及び平成27年経済産	平成27年４月30日施行（措置済）	経済産業省